

以前お会いしましたか？ ～生前贈与加算～

今回は生前贈与加算のお話です。これで相続税のかかる金額が決まります。

以前にもお話した「贈与税は相続税の補完税」という部分に絡み、相続前3年以内に贈与を受けた財産など一定のものを相続税の計算に組み込みます。

【1】そもそも贈与って・・・ ～2種類の贈与形態～



暦年贈与

『年間110万円までは贈与税はかかりません。』で有名ですね。一般的に贈与といわれているものはこれでしょう。この110万円は貰う側1人あたりですから、父から100万円・母から100万円と貰っても110万円を超える部分である90万円に対して贈与税がかかります。

相続時精算課税贈与

『相続が発生したら再計算します宣言』をして受ける贈与です。

原則として相続が発生したら財産をもらえるはずの人(一般的には父母)からの贈与にのみ適用されます。この贈与の場合、累計2,500万円までは贈与税がかかりません。2,500万円を超えた場合は20%の定率課税となります。これは相続税を取り損ねることが無いように国が預ってるもので後に精算されます。

【2】再度組み込まれる財産

相続時精算課税贈与で取得したもの

『相続が発生したら再計算します宣言』をしていますので当然再度組み込まれます。

暦年贈与により取得したもののうち、相続開始前3年以内に取得したもの

や に該当しても例外的に再計算されないものがあります。ひとつは20年間連れ添った夫婦への特典として与えられる、自宅や自宅購入資金の贈与です。もうひとつは最近景気対策として創設された、住宅資金の贈与の特例です。

贈与時に贈与税がかからなかったものについても や に該当するものは、再度組み込んで相続税の計算をするので注意が必要です。



【3】結局贈与は得なの？損なの？

一般的には贈与税は相続税よりも税率が高いので贈与は損だと言えます。しかし得する贈与もあります。これから値段が上がりそうなものは贈与する方がお得

相続で組み込まれる価額は贈与時のものです。例えば今1,000万円、相続時1億円のものがあるとすれば1,000万円に相続税がかかります。これから値段が上がっていきそうだなというものがあれば、贈与をするとお得です。逆に建物など時の経過により価値が下がるものは贈与には向かないといえます。持っている収益の上がるものは贈与がお得の可能性

収益物件がある場合には毎年収益の分だけ財産が増えていきます。この収益物件を贈与すると将来の収益による財産増加部分も贈与できます。また複数の収益物件がある場合には一部を贈与することで所得の分散を行うことも出来ますね。

こつこつ贈与をするとお得

しこたま財産をもっていて高い税率の相続税が見込まれる方は、それよりも低い贈与税率で財産を贈与するとお得になります。ただし相続開始前3年以内のものは相続税に組み込まれるのでご利用は計画的に。贈与税も相続税もかからない贈与は断然お得

【2】にも挙げた住宅や住宅資金の贈与は、贈与税でも相続税でも優遇されるので断然お得です。適用には要件がありますのでご注意を。

浮気は3年目から大目に見ますが、贈与は3年きっかり把握します。大目に見てもらえません。